

令和5年度（2023年度）第1回
八王子市国民健康保険運営協議会会議録

開催日時 令和5年（2023年）7月20日（木）午後1時30分
開催場所 八王子市役所本庁舎 第3・4委員会室

八王子市国民健康保険運営協議会
令和5年度第1回会議録

開催場所 本庁舎議会棟4階第3・4委員会室

議 題

- (1) 正・副会長の選任について
- (2) 国民健康保険事業の概要及び運営状況等について
- (3) その他

出席委員(13)

- 会 長(9番) 玉 正 彩 加(公益代表)
- 副会長(10番) 岩 田 祐 樹(公益代表)
- 委 員(1番) 宮 田 学(被保険者代表)
- 委 員(2番) 中 條 雅 美(被保険者代表)
- 委 員(3番) 野 村 みゆき(被保険者代表)
- 委 員(4番) 増 田 博 一(被保険者代表)
- 委 員(5番) 大 井 裕 子(保険医又は保険薬剤師代表)
- 委 員(7番) 氷 見 元 治(保険医又は保険薬剤師代表)
- 委 員(8番) 山 田 弘 志(保険医又は保険薬剤師代表)
- 委 員(11番) 日下部 広 志(公益代表)
- 委 員(12番) 市 川 克 宏(公益代表)
- 委 員(13番) 佐々木 知 恵(被用者保険等保険者代表)
- 委 員(14番) 鈴 田 朗(被用者保険等保険者代表)

市側出席者

- 市 長 石 森 孝 志
- 健康医療部長 菅 野 匡 彦
- 保険年金課長 横 溝 秀 明
- 成人健診課長 田 島 宏 昭

保 険 年 金 課

庶務担当課長補佐兼主査 田 邊 憲 二

給付担当課長補佐兼主査 三 吉 徳 浩

給 付 担 当 主 査 伊 藤 雄 太

成 人 健 診 課

特定保健指導担当課長補佐兼主査 小 竹 亜希子

成人健診担当主査 麻 嶋 友 之

収 納 課

滞納整理担当課長補佐兼主査 上 條 憲 一

総 務 担 当 主 査 井 田 征 男

公開・非公開の別 公開

傍聴者の数 0名

配付資料

《事前配付資料》

国民健康保険事業の概要及び運営状況等について

《当日配付資料》

資料 1 八王子市国民健康保険運営協議会委員名簿

参考資料 1 令和 5 年度（2023年度）26市国民健康保険税（料）率等の状況

参考資料 2 【国民健康保険】都内区市町村における赤字の状況

【国民健康保険】区市町村の財政健全化計画策定及び赤字額の状況

参考資料 3 国民健康保険税について（諮問）

参考資料 4 国民健康保険税について（答申）

その他

- ・運営協議会委員のための国民健康保険必携（2023年度版）
- ・東京の国保（ 671、 672、 673 ）
- ・国保のしおり
- ・マイナポータルで見守る、自分の情報
- ・今後の予定について

[午後 1 時 3 0 分開会]

1 . 委嘱状交付

横溝保険年金課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので始めさせていただきますと思います。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局を担当しております健康医療部保険年金課長の横溝でございます。よろしくお願いたします。

それでは、運営協議会の開会に先立ちまして、公益代表の委員の改選がございましたので、委嘱状の交付をさせていただきますと存じます。

恐れ入りますが、職員が誘導いたしますので、移動をお願いいたします。

それでは、名前をお呼びいたしますので、お願いいたします。

(委嘱状交付)

石森市長から、公益代表 4 名 (玉正彩加委員、岩田祐樹委員、日下部広志委員及び、市川克宏委員) へ委嘱状を交付。

2 . 市長挨拶

横溝保険年金課長 ありがとうございます。

続きまして、石森市長から御挨拶申し上げます。

石森市長 皆さん、こんにちは。市長の石森でございます。

本日は、公私共に大変御多用の中、令和 5 年度第 1 回目の国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から国民健康保険事業をはじめ市政各般にわたりまして格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げたいと存じます。

さて、国民健康保険事業につきましては、平成 3 0 年度から制度改革により保険料水準の統一及び赤字繰入金の解消に向けて取り組んできております。しかしながら、社会保険適用の拡大や少子高齢化による被保険者の減少、加えて医療の高度化による医療費の増加など、国民健康保険制度は依然として厳しい状況でございます。その中でも、本市は、国民健康保険制度が広域化された趣旨を踏まえ、都から示されております標準保険料率の適用に向け

て赤字解消に取り組んでいる状況でございます。

令和5年度の保険税率等の改定に当たりましては、生活実態や負担等の公平性といった広い視野から真摯に御審議いただいたことに、心より御礼申し上げたいと思います。

また、今年度新たに、公益代表の市議会議員の4名の方が委員に御就任され、新たな体制となりますが、どうぞよろしく願いいたします。

さて、本運営協議会におきましては、赤字繰入金を解消し、都から示される標準保険料率の適用を見据えた形で審議していただいております。令和5年度の保険税率等の改定につきましては、都から示された標準保険料率の大幅な上昇を考慮した改定であったことを踏まえ、本年度は令和6年度の赤字繰入金の解消に向けて御審議いただきたいと考えております。また、特定健診や保健指導など保健事業の実施などによりまして、健康増進や疾病予防を進めつつ、健康寿命の延伸や医療費の適正化を図るほか、保険税の収納率向上にもしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

今後も安心して医療を受けることができる国保制度の安定的な運営のために、保険者としての責務を果たしていきたいと考えておりますが、委員の皆様には幅広い視点から御審議賜りますようお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

横溝保険年金課長 ここで、市長は公務のため退席させていただきます。

(市長退席)

横溝保険年金課長 なお、本日の会議につきましても、引き続きコロナ感染症の防止対策の観点から、15時で終了できますよう、御協力をお願いいたします。

3. 開会

横溝保険年金課長 それでは、ただいまから令和5年度第1回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本来の招集権は会長にございますが、今回は、会長選任前に開催するところでありますので、出席者の皆様の同意をいただきまして開催したいと思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横溝保険年金課長 それでは、会長の選任が後になりますので、それまでの間、事務局が進行を務めさせていただきます。

また、本日、太田委員から所用のため欠席との御連絡をいただいております。1名の欠席となります。

過半数の委員の御出席をいただいております。また、各選出区分から1名以上の御出席をいただいておりますので、会議は有効に成立しております。

ここで、本日の配付資料等について、事務局から御説明をいたします。

田邊庶務担当課長補佐兼主査 資料の確認をさせていただきたいと思っております。

事前配付資料といたしまして、「国民健康保険事業の概要及び運営状況等について」を事前にお送りさせていただきました。まず、こちらについてお忘れの方がいらっしゃいましたら、お手をお挙げください。よろしいでしょうか。

それでは、机上の配付物の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。当日の配付資料といたしまして、資料1「八王子市国民健康保険運営協議会委員名簿」、参考資料1といたしまして「令和5年度(2023年度)26市国民健康保険税(料)率等の状況」、参考資料2といたしまして「【国民健康保険】都内区市町村における赤字の状況」。もう一つございます。「【国民健康保険】区市町村の財政健全化計画策定及び赤字額の状況」。参考資料3といたしまして「国民健康保険税について(諮問)」、昨年の諮問になります。参考資料4といたしまして「国民健康保険税について(答申)」になります。机上配付しておりますその他といたしまして、「運営協議会委員のための国民健康保険必携(2023年度版)」、本になります。続いて、「東京の国保」、671から673までの3冊。続いて、「国保のしおり」1部。「マイナポータルで見守る、自分の情報」、A4サイズでカラー版の1枚。最後になりますが、「今後の予定について」、A4サイズ、1枚。

以上を机上配付させていただいております。足りないものがございましたら、お手をお挙げください。よろしいでしょうか。

資料の確認は以上になります。

横溝保険年金課長 次に、委員の改選がございましたので、改めまして各委員を御紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、恐れ入りますが、その場で御起立いただきたいと存じます。代表区分ごと番号順でお呼びいたします。

まず被保険者代表からでございます。

宮田学委員。(会釈)

中條雅美委員。(会釈)

野村みゆき委員。

野村委員 よろしくお願ひします。

横溝保険年金課長 増田博一委員。

増田委員 よろしくお願ひします。

横溝保険年金課長 続きまして、保険医又は保険薬剤師代表からでございます。

大井裕子委員。(会釈)

氷見元治委員。(会釈)

山田弘志委員。

山田委員 よろしくお願ひいたします。

横溝保険年金課長 本日欠席しておりますが、太田ルシヤ委員がいらっしゃいます。

続きまして、公益代表になります。

玉正彩加委員。

玉正委員 よろしくお願ひいたします。

横溝保険年金課長 岩田祐樹委員。

岩田委員 よろしくお願ひします。

横溝保険年金課長 日下部広志委員。

日下部委員 よろしくお願ひします。

横溝保険年金課長 市川克宏委員。

市川委員 よろしくお願ひします。

横溝保険年金課長 最後に、被用者保険等保険者代表からでございます。

佐々木知恵委員。

佐々木委員 よろしくお願ひします。

横溝保険年金課長 鈴田朗委員。

鈴田委員 よろしくお願ひします。

横溝保険年金課長 ありがとうございます。

続きまして、健康医療部長より挨拶と、管理職と課長補佐の紹介をいたします。

菅野健康医療部長 皆様、健康医療部長の菅野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

昨年に引き続きまして委員をお願いする皆様方、また、新たに公益代表で委員をお願いする方々、どうぞよろしくお願ひします。

市長の御挨拶にもありましたとおり、令和5年度におきましても、保険税率等の改定につ

いて委員の皆様にご審議いただきました。本市は、国民健康保険、この事業の目的として、健康寿命の延伸とそれから医療費の適正化を矛盾なきよう進めていくという命題を抱えております。

これ、昨年も最初にお話しさせていただいたんですが、本市は、国民健康保険、他の自治体と比べたときに、東京都内平均、それから同規模自治体との平均、それから全国との平均、いずれも医療費が他よりも低い状況でございます。また、その医療費の中身を見ましても、入院の医療費よりも通院の医療費が多く、また、介護の方まで目を向けましても、要介護よりも要支援の認定の方が多いということで、これはやっぱり、医療そのものというよりは予防的な部分で結構力を発揮して、大きな意味で事業の効果がだんだん見えるようになってきているということかと思っております。

これは、市民の皆様のご健康意識も含めて、地域の中でうまくやれているのかなと思っております。

とはいえ、皆様御存じのとおり、国保財政健全化に向けて赤字解消に取り組んでいるところですが、昨年はかなり、我々としては医療費の適正化など頑張っているんですけども、高齢化の影響、医療の高度化の影響でゴールが遠くなってしまうような中で、苦渋の決断で、改定の割合としては抑えた形で皆様方をお願いをして、赤字は残る形ではありましたけれども、まずは1年、そういった改定をさせていただいたところでございます。

我々は、それ以外にも、以前より、保健事業として、レセプトですが医療費の請求の点検とか、それから柔道整復の点検等、給付費の適正化あるいは収納率の向上ということで取り組んでまいりました。ある時点で切って見たときに、このところ、一回改定をさせていただくと、大体、総額で7億とか8億とか改定をさせていただいているんですが、実は保険給付費とか収納とかの向上で年間12億ぐらい効果が出ていますが、変な話なんですけれども、何もしなければ20億改定しなければ追いつかないところを、我々も努力はさせていただきまして、何とか、できるだけ医療そのものに直接影響が及ばないような努力はさせていただいております。

これまでの保険税率も含め、赤字自体ははっきりと縮減しているものの、まだ解消に至っていないという現状の中で、今年度におかれましても、委員の皆様方には国保事業を御理解いただきながら、国民健康保険の運営について議論していただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、事務局を紹介させていただきます。

まず、成人健診課長の田島宏昭でございます。

田島成人健診課長 成人健診課長の田島でございます。2年目になります。よろしく願いします。

菅野健康医療部長 続きまして、収納課から、課長補佐の上條でございます。

上條収納課課長補佐兼主査 収納課課長補佐の上條と申します。よろしく願いいたします。

4. 議題

(1) 正・副会長の選任について

横溝保険年金課長 それでは、会議次第に従いまして進行いたします。

議題1、正・副会長の選任に入ります。

正・副会長の選任でございますが、会長の選任につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定に基づきまして、公益を代表する委員のうちから選挙すると定められております。本市国保運営協議会規則第3条にも同様に、選挙によると定められております。

また、慣例により、公益代表委員の推薦をいただいている市議会からは、正・副会長候補者についての御意見を頂戴いたしております。皆様の御賛成を得まして、この市議会の意見をもって正・副会長の選任とさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横溝保険年金課長 御異議なしと認めます。

それでは、会長につきましては玉正彩加委員、副会長は岩田祐樹委員、以上でございますがよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

横溝保険年金課長 御異議なしと認めます。

正・副会長の選任につきましては、皆様の御賛成をいただきましたので、ただいま申し上げますとおり決定させていただきます。よろしく願いいたします。

以上で、私の議事進行は終わらせていただきます。

それでは、正・副会長には就任の御挨拶をお願いいたします。

玉正会長 皆さま、こんにちは。改めまして、ただいま会長の職を仰せつかりました、生活者ネットワークの玉正彩加と申します。本運営協議会の会長に御賛同いただきましたことに、大変感謝を申し上げます。

この約4年間、本市におきましても新型コロナによる大変大きな影響がありました。また、5類に移行されたとはいえ、現在も感染者が増加し、先日は医師会のほうから、第9波が始まっている、第9波と判断することが妥当との発表もありました。コロナの影響、また、後期高齢者の増加など、様々な社会の問題がある中で、本協議会は、市民の皆様の生活と命を守っていくための大変重要な役割を担っていると考えます。国民健康保険の安定的な運営のために、皆様としっかり議論を行ってまいりたいと思います。

微力ながら、会長として精いっぱい務めさせていただきますので、委員の皆様の御協力、お力添えを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩田副会長 皆さま、改めましてこんにちは。ただいま皆様方に御推挙いただきまして副会長の任を仰せつかりました市議会自民党新政会の岩田祐樹でございます。

昨年までは、皆様と共に、この協議会では会長職を務めさせていただきました。平成30年から5年をかけて赤字解消に向けての協議を進めさせていただいた中にありましたけれども、その中に、我が町を襲ったのは、やはりコロナ禍の影響もありまして、昨年をもって赤字解消ができない、そんな状況にもなっております。

先ほど健康医療部長からお話ございましたけれども、何よりも大事なことは、赤字解消はもちろん大事なことでありますが、それ以上に、国民健康保険運営自体が持続可能なものとしてこれから先もしっかりと国保事業が継続できることが、何より肝要だというふうに考えております。

その中であっては、まだまだ大変厳しい社会情勢でありますけれども、今年度、また来年度に引き続きましても、これまでの会長職の経験を生かしながら、新会長をお支えさせていただきながら、皆様と共にしっかりと議論を深めさせていただいて、持続可能な制度の確立に向けて鋭意努力をさせていただきたいと思っておりますので、どうか引き続きの皆様方からのお力添えを賜りますよう、心からお願いを申し上げます。御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 国民健康保険事業の概要及び運営状況等について

玉正会長 それでは、会議次第に従いまして進行いたします。

議題2、国民健康保険事業の概要及び運営状況等についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明願います。

保険年金課長。

横溝保険年金課長 私からは、資料「国民健康保険事業の概要及び運営状況等について」の御説明をさせていただきます。

それでは、資料を1枚めくっていただきまして、「国民健康保険事業の概要」になりますが、今回は委員の改選がございましたので、まずは国民健康保険制度の経緯につきまして御説明をいたします。

1ページ目を御覧ください。

「1 国民健康保険制度の広域化（都道府県単位化）」でございます。

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、年齢水準が高い、所得水準が低く保険税の負担が重いなど、構造的な課題を抱えておりました。また、医療費は増大し、少子高齢化の進展により現役世代の負担が増えている状況から、法改正により、平成30年4月から都道府県、私どもでは東京都が国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営において中心的な役割を担うこととなりました。これを国保の広域化と呼んでおります。この中で、区市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収及び保健事業等の地域におけるきめ細かな事業を担うこととなりました。

2ページ目を御覧ください。

「2 広域化（都道府県単位化）後の財政運営の仕組み」でございます。ここでは財政運営の仕組みを御説明します。下の図と併せて御参照ください。

東京都が財政運営の責任主体となり、都内で保険税負担を公平に支え合うことになるため、都は区市町村ごとの国民健康保険事業費納付金の額を算定・徴収し、保険給付に必要な費用を全額、赤の矢印の保険給付費等交付金として市に交付します。都は、国民健康保険事業費納付金を収めるために必要な保険税を徴収するための標準保険料率を市に示します。市の国保特別会計では、示される標準保険料率を踏まえ保険税額を決定し、黄色い矢印の賦課・徴収した保険税を財源といたしまして、緑色の矢印の納付金を支払っております。本市では、納付金の一部を一般会計からの財政支援措置、いわゆる赤字補填で賄っている状況でございます。広域化されたことにより、市独自で運営していた国民健康保険財政は、より大きく安定することとなっております。

以上、簡単ではございますが、現行の国民健康保険制度についての説明でございました。

次に、3ページ目をお開きください。

「3 令和4年度決算（見込）」についてでございます。

最初に、訂正がございます。右側の表の歳入・歳出の上段の単位が円になっておりますが、千円の誤りですので、訂正を願いたいと思います。

令和4年度の決算見込につきましては、歳入で572.7億円となっており、令和3年度対比で4.3億円の減となっております。この中で、増となっているものとしたしましては、保険税率等の改定及び徴収実績等による国民健康保険税の増によるもの、令和4年度から実施された未就学児に係る均等割額の軽減に伴う財源補填による一般会計繰入金が増が挙げられております。減となっているものとしたしまして、新型コロナウイルス感染症に伴う保険税減免実績の減額によって国庫支出金が減になったこと、保険給付費の実績等に伴う保険給付費等交付金の減による都支出金の減が挙げられます。

次に、歳出では567.9億円となっており、令和3年度対比で0.2億円の減となっております。この中で、増となっているものとしたしましては、東京都の算定による1人当たりの診療費の増などに伴う国民健康保険事業費納付金の増や、特定健康診査の受診勧奨等による保健事業費の増によるものとなっております。減の要因としたしましては、社会保険の適用拡大や少子高齢化の影響により被保険者数が減少しており、保険給付費が減額したことによるものとなっております。

続いて4ページをお開きください。

「4 保険税収入の状況」でございますが、上段では、保険税の収入額を令和元年度から表記してございます。令和元年度より、一般会計からの法定外繰入金、いわゆる赤字補填分を解消するための保険税率等の改定を東京都から示される標準保険料率に基づき行っていることから、保険税収入は予算・決算共に増加しております。下段では、その保険税率等を令和元年度から表記しております。

お手元の参考資料1でございますけれども、そちらには、令和5年度の東京都26市の国民健康保険税(料)率等の状況をお配りしてございます。後ほど御覧いただければと思います。

続いて5ページになります。

「5 被保険者数の推移」になります。

被保険者の総数につきましては年々減少傾向にあり、0歳から69歳までは全て減少してきております。また、これまで70歳から74歳までは増加となってまいりましたが、令和4年度においてはついに減少となり、全ての区分が減少傾向にある状況となりました。減少の大きな要因としたしましては、少子高齢化と人口構成割合が高い世代、いわゆる団塊の

世代、これは1947年から1949年生まれの方を指すのですが、その方々の後期高齢者医療保険制度、75歳以上の方が加入する保険制度への移行が加速したことが挙げられております。なお、令和4年度の被保険者数につきましては11万8,555人となっており、前年度との比較で4,446人減少となっております。

次は6ページになります。

「6 医療費の推移」でございます。

ここでの医療費とは、自己負担分、2割・3割を含めた数値を示しております。右のグラフ「医療費の推移」を御覧いただきますと、棒グラフが年齢別の医療費の積み上げで、折れ線グラフが被保険者1人当たりの医療費となっております。医療費につきましては、被保険者数の減少に伴い令和2年度までは減少傾向にありましたが、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による受診控えの反動が出始めたことなどで、一時的には上昇をいたしました。しかし、令和4年度はこれまでの状況に戻り、減少傾向となったことから、前年度に比べて7.5億円減の439億円となっております。

次に、1人当たりの医療費につきましては、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響があり、一時的には減少しているようですが、令和3年度以降は感染拡大前の傾向に戻っており、上昇傾向が継続しております。今後は、社会保険の適用拡大や後期高齢者医療への移行により被保険者の減少が続き、医療費全体としては減少が見込まれますが、1人当たりの医療費は、高齢化または医療の高度化によって伸びていくものと考えております。

続いて7ページになります。

「7 繰入金」でございます。

まず、決算補填目的に係る繰入金でございますが、これは、保険税と公費で賄われる国保財政において、保険税の負担緩和を図っている場合などに不足する財源を補填する一般会計からの財政支援措置、赤字のことで、国や東京都から解消が求められているものでございます。下の表のとおり、令和4年度は、保険税率等の改定に係るシミュレーションにより16.1億円と見込んでおりましたが、保険税の徴収努力による収納率の向上や取組に対する交付金、インセンティブの増加等により、7.2億円となる見込みでございます。この繰入金については、国保に加入していない方々との税負担の公平性の観点からも、解消するべきものと考えてございます。

ここで、参考資料2-1を御覧いただきたいと思います。

東京都内の区市町村における赤字の状況になりますが、上段左側の棒グラフでは、広域化

により、平成30年度に比べて都内の赤字の総額は減少してきているのが分かると思います。しかし、中央の表、右側のグラフでは、赤字解消目標及び未解消自治体数を示しておりますけれども、当初国が示した解消の年6年以内に解消を予定する自治体は12と少なく、最長では31年かけて解消との目標を示している自治体もあるほどでございます。ほかの道府県においては、既に赤字解消している県があり、保険料水準の統一に向けた動きもある中で、東京都だけが突出して赤字額を残し続けるのは、国全体の動きから見ても遅れている印象は拭えない状況だと思われま。

下段の棒グラフでは、国保被保険者1人当たりの法定外繰入額を区市町村順で表示してございます。本市では1万1,009円となっておりますが、1位の府中市を見ますと、1人当たり6万円近くを一般会計から繰入れているということになります。

また、参考資料2-2では、区市町村の赤字の状況を表にしたもので、先ほどの中央の表と右側のグラフをさらに細かく詳細を述べているものでございますので、御参考に御覧いただければと思います。

資料に戻りまして、8ページでございます。

「8 新型コロナウイルス感染症関連の取組」でございます。

ここでは、国民健康保険事業における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等に係る取組について、令和4年度の実績を報告するものでございます。

(1)国民健康保険税の減免でございますが、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある保険税を対象といたしまして、申請件数が83件、そのうち決定件数が71件、総額で1,027万9,900円を減免しております。なお、この減免額につきましては、国から東京都を通じて全額が財政支援されるものでございます。

次に、(2)傷病手当金でございますが、令和2年1月1日から令和5年3月31日までの間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができなかった日について、傷病手当金を支給したものでございます。令和4年度の実績では、申請件数296件のうち、支給294件、不支給2件となっております。支給金額は1,051万2,300円となっております。なお、こちらの支給金額につきましても、国から東京都を通じて全額が財政支援されることとなります。

国民健康保険税の減免と傷病手当金についてですが、対象や申請件数、減免総額、支給金額は明記のとおりでございますけれども、既に新型コロナウイルス感染症については5類に移行しておりますので、今後申請数は大きく減少するということになります。

次は9ページになります。

「9 令和5年度予算」でございます。

今年度の予算額は583.9億円となり、前年度に比べまして12.6億円の増額となっております。歳入の増の要因といたしまして、保険税率等の改定及び徴収見込等による国民健康保険税の増、交付対象となる保険給付費の増加による保険給付費等交付金の増が挙げられます。また、減の要因といたしまして、保険税率等の改定による一般会計繰入金の減となっております。続いて、歳出の増の要因といたしまして、高額療養費の増加による保険給付費の増、保険給付費が増加したことにより国民健康保険事業費納付金が増となったことが要因と考えられます。

続いて10ページになります。

「10 令和5年度の重点施策」になります。

重点施策では、大きく3項目ございます。1つ目として、健康寿命の延伸に資する保健事業の推進、2つ目として、医療費適正化の推進、3つ目として、負担の公平性確保に向けた徴収の取組となっております。この3項目を重点施策として進めてまいります。

続いて11ページを御覧ください。

「11 出産時における保険料負担の軽減」についてでございます。

この制度についての詳細が国や都からは今のところ示されておりませんが、国の趣旨としましては、子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国保制度において、出産する被保険者に係る産前産後期間相当分4か月間の保険税を免除するということになっております。概要といたしまして、出産する被保険者の産前産後期間相当分4か月間の均等割額及び所得割額の保険税について免除され、その財源負担割合を国が2分の1、東京都と市がそれぞれ4分の1として、令和6年1月から施行を予定しております。

次に、「運営状況」を御説明いたします。なお、特定健康診査等は成人健診課長が、収納状況については収納課課長補佐がそれぞれ項目ごとに説明を行います。

玉正会長 成人健診課長。

田島成人健診課長 私からは、成人健診課で実施している2つの事業について御説明させていただきます。

おめくりいただいて、13ページを御覧ください。

「1 特定健康診査・特定保健指導の実施状況」でございます。

特定健康診査・特定保健指導とは、平成20年に生活習慣病の予防と医療費の適正化を目

的として医療保険者に義務づけられ、本市においても国の指針に沿って、メタボリックシンドロームに着目した健診を実施し、その結果に基づき、メタボリックシンドローム改善のために保健師・管理栄養士が保健指導を実施しているところでございます。

特定健康診査でございますけれども、対象となる40歳以上の方に毎年5月下旬に受診券を発送させていただいており、6月から翌年1月末まで市内約180の医療機関で受診をしていただいているところでございます。

特定保健指導につきましては、特定健康診査受診後に、生活習慣病のリスクの高い方に利用券を発送し、8月末から翌年6月まで積極的支援、動機づけ支援について、本庁舎をはじめとして、京王八王子駅のすぐそばにできましたけれども八王子市の保健所、それと八王子駅南口総合事務所、そのほか各保健福祉センターのほか、オンラインによる相談も実施しているところでございます。

次、14ページをお開きください。

実施状況について御説明を申し上げます。

令和4年度は、特定健康診査でございますけれども8万6,419名の方が対象となり、そのうち3万7,832名が受診し、受診率は43.8%となっております。昨年度と比較すると、昨年度の受診率は43.3%でございましたので、0.5%の増加が見られました。特定保健指導につきましては、4,063名の方が対象となりまして、そのうち1,167名が実施し、実施率は28.7%であり、こちらも、昨年度の実施率との比較では、昨年度が24.9%でしたので3.8%の増加となっているところでございます。

他市との比較の状況でございますけれども、特定健康診査は大都市ほど受診率が下がる傾向でございます。

特定健康診査や特定保健指導については、疾病などを早期に発見して、重症化を防いで、自ら健康になろうとする努力を支援して、地域全体の衛生・保健の向上を図るために行う事業でございます。しかし、実際、やっていると、自分事となかなか捉えることができない方や、日々の生活習慣から二の次になってしまう方も実際にいるところでございます。このような状況の中で、特に保健指導の分野については、健康診査の結果から、保健師や管理栄養士が日々の保健指導を実施したことで改善につながったと考えております。

続いて、下の15ページをお開きください。

「2 生活習慣病重症化予防事業」について御説明申し上げます。

こちらの資料は、上段に、生活習慣病の発症・重症化の流れ、中段に、その解決策として

の取組を、事業全体の流れに沿って記載しているところでございます。左上の上段から御説明を申し上げます。

不適切な食生活や運動不足などの不適切な生活習慣の状態から、内臓脂肪が蓄積し、黄色で示す生活習慣病予備軍となった方に対しまして、解決策の取組として特定保健指導を行い、発症の予防の取組を行っているところでございます。この黄色の予備軍の状態が続きますと、やがて、真ん中のオレンジ色の生活習慣病に移行してまいります。ここまでであれば、適切な受診と生活改善などで前の状態に戻ることができます。しかし、健診で異常値のまま診療を続けず未受診の状態にあったり、治療を中断したり放置してしまうと、右の生活習慣病の重症化となり、狭心症や脳梗塞、さらに進行すると人工透析などにより要介護状態になったりとか、寿命を縮めることにつながってまいります。そのため、解決策の取組として、適切な受診の必要性をお伝えする受診勧奨や、生活習慣病の治療と連携した保健指導を行う重症化予防指導の取組を行っており、発症予防と重症化予防の両輪で取組を行っているところでございます。

参考としまして、資料の下段の解決策の取組として説明した受診勧奨などの実績をお示ししております。受診勧奨について、令和4年度の実績は、糖尿病が441名、高血圧の方が592名受診していただいたところでございます。右の、糖尿病性腎症重症化予防指導でございますけれども、特にリスクの高い方、HbA1c7.0以上、eGFRの数値などが悪い方で、医師の了解を得られた方に対して6か月間の指導を実施して、重症化予防の指導を行っているところでございます。今年度につきましては7月下旬から進める予定でございます。

私からは以上です。

玉正会長 保険年金課長。

横溝保険年金課長 私からは16ページ以降を御説明させていただきますが、先ほど、3ページの訂正を申し上げたところで、単位円を千円にしてくださいと言いましたが、それ自体が訂正でございます。円のままで。申し訳ないです。よろしくお願いいたします。

それでは16ページを御覧いただけますでしょうか。

「3 レセプト二次点検」でございます。

まずは、医療機関等から診療報酬等の請求を行う際に提出される診療報酬明細書、これをレセプトと呼んでおりますけれども、これにつきまして、医療の算定基準などに照らし合わせて、医療機関等からの請求内容に誤りがないかの内容点検、一次点検を、東京都の国民健

康保険団体連合会の中で行っております。

さらに、本市において二次点検として、点検員専門職6名を雇用し、併せて業務委託も行いながら、請求内容の精査を行っております。近年の査定状況を下記の表に示してございます。年度によって差はございますけれども、平成30年度から減額査定額を積み上げますと、2億円を超える状況となっております。

続いて17ページでございます。

「4 柔道整復二次点検」でございます。

柔道整復においては、これまで多部位、長期または頻度が高い施術を受けた被保険者が多く、医療費が高騰してまいりました。また、施術者についても明細書等の発行が義務ではなく、被保険者に治療内容の詳細が伝えられていなかったという経緯がございました。平成23年度に厚生労働省が会計検査院からの指摘を受けたことにより、明細書等の義務化と保険者の二次点検を行うことになりました。

一般的に、柔道整復、指圧・あんま・はり等も含めては、どうしてもリラクゼーション目的と医療目的の境が曖昧な運用になってしまっていることがございます。本市では、二次点検を徹底して、適正な支給に努めているところでございます。抽出条件等は表の下に書いてあるとおりですが、回答と請求書の内容に疑義がある場合は、被保険者に電話で聞き取りを行い、なお疑義が残る場合には、施術師から施術録の提出を求めているところでございます。さらに疑義が残るものについては、東京都に情報提供し、指導監査依頼しております。

次の18ページでございます。

柔道整復二次点検の実績をグラフで見やすくしてございます。下記の表でございませけれども、3段目の1人当たりの支給金額を御覧いただきますと、1件当たりの支給金額が二次点検開始直後の平成24年度では5,909円であったものが、令和4年度では4,720円と減少してきております。延べでの削減額は2億534万円となっております。

保険給付の対象については、私どもではアンケート調査をし、点検員による診療内容の審査をいたしまして、医療と重複していないかといったことなどを精査することで、療養費の適正化と削減に努めているところでございます。

続きまして19ページでございます。

こちらは「5 第三者行為求償事務」でございますけれども、交通事故などで第三者の過失により負傷し、国民健康保険を使用して治療を受けた場合、過失割合に応じた額を保険者、この場合は市が本人もしくは関係者からの被害届を基に加害者、第三者に求償するもので

ございます。本市では損害保険会社のOBなどを会計年度任用職員の専門職として任用いたしまして、表のとおり実績を上げているところでございます。

続きまして20ページになります。

「6 適正受診・服薬推進事業」でございます。

この事業は平成30年度から取り組んでいるもので、レセプトデータから囲みの対象者抽出条件に基づきまして、重複・頻回受診や併用禁忌・重複・多剤服薬者を抽出・分析し、個別通知により勧奨を行ってまいりました。さらに、令和3年度からは、八王子市医師会及び八王子薬剤師会の方々と連携させていただきまして、薬剤師の訪問による個人の服薬状況に応じた服薬指導を行う東京都モデル事業「重複多剤服薬管理指導事業」を実施いたしまして、重複・多剤服用による健康被害の防止及び医療費の適正化を図っております。

下の表から、事業実施前後の薬剤費を比較いたしますと、通知のみによる勧奨者では約4.4%の減少が見られるものの、服薬訪問管理指導実施者は逆に9.6%増加しております。しかし、最大薬剤数平均では訪問管理のほうがより減少しておりますので、この点では訪問管理事業の効果があったというふうに考えてございます。なお、訪問管理事業実施者の声をお聞きしますと、これまで薬局で聞けなかったことなどが詳しく聞けてよかったなどの感想もいただいております。

続きまして、収納業務につきましては収納課課長補佐から御説明をいたします。

玉正会長 収納課課長補佐。

上條収納課課長補佐 続きまして、「7 徴収実績」について御説明いたします。

21ページをお開きください。

令和4年度の徴収実績につきまして御説明いたします。

(1) 予算との比較の表、一番下の欄、「決算 - 予算」の項目を御覧ください。徴税額、つまり徴収すべき金額は3億3,424万円減となった一方、収入額は8,529万円増となりました。

次に、(2) 調定・収入額・収入率の推移のグラフを御覧ください。調定額、つまり徴収すべき金額は丸印、収入額は四角、収入率は三角とし、過去5年間の推移を示しております。調定額は下降しておりますが、収入額は毎年度上昇しております。これは、国保加入者の方々から、国保制度の運営、国保税の負担の公平性について御理解を得られている結果であると考えております。

次に22ページ、(3) 他自治体との収入率の比較を御覧ください。現時点においては、

令和3年度実績までの比較となりますが、本市における現年課税分収入率は、全国平均、中核市平均、東京都平均を、いずれも上回る結果となっております。

23ページをお開きください。

「8 収納における主な取組」を御説明いたします。

納税が困難となった方につきましては、平日に限らず日曜日を納税相談という形で開催することで、相談の機会をしっかりと確保するとともに、広報やホームページを活用し早めの相談を促しております。一方で、財産調査を行い、担税力があるにもかかわらず納税がない方に関しては、滞納処分を行っております。取組の実績につきましては、資料にお示しのとおりです。

なお、(2)令和4年度保険者努力支援制度(取組評価分実績)についてですが、保険者努力支援制度とは、国が都道府県や市町村における医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、地方自治体の取組状況に応じて交付金を交付する制度でございます。取組等を評価する指標が、保険者として共通である例えば特定健診受診率や後発医療品の促進の取組・使用割合といった、全部で6つの項目、また、国民健康保険固有の評価の指標として、医療費支出の実施状況や保険税の収納率といった6つの項目があります。この指標の達成状況に応じて交付金が交付されることとなっております。

この制度における指標の1つ、保険税収納率において、同規模自治体上位3割や、前年度収入率実績との上昇ポイントといった項目について、全てを上回る実績を達成し、100点中100点の得点を上げております。

収納に関する説明は以上でございます。

玉正会長 保険年金課長。

横溝保険年金課長 続いて24ページをお開きください。

「9 マイナ保険証について」でございます。

まず、国民健康保険の加入者は11万4,414人、このうち、マイナ保険証の登録者は48.83%の5万5,872人となっております。報道内容では、マイナ保険証につきまして医療機関受診時に窓口で本人と異なる資格情報が表示されたという事案が発生と報道されており、その原因といたしまして、被保険者の資格情報の登録時の確認手順ミスと考えられております。本来は5つの情報、漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住所が、全て記載されている場合に限り受付をすることになっていたのですが、他の健康保険団体によっては4つとか3つで受け付けた結果、他人の情報と結びついてしまったというようなこと

が言われております。本市の状況では、被保険者本人と異なる資格情報が公示された情報はなく、本市は、被保険者の資格情報登録については、国の定めた手順を遵守しているところでございます。

最後に、「第2期国民健康保険データ活用保健事業実施計画」につきまして、成人健診課長から御説明をいたします。

玉正会長 成人健診課長。

田島成人健診課長 最後の御説明項目になります「第2期国民健康保険データ活用保健事業実施計画」について、御説明いたします。

26ページをお開きください。

国民健康保険データ活用保健事業実施計画についてでございますけれども、国が平成25年6月14日に閣議決定された日本再興戦略において、全ての健康保険組合に対して、レセプトなどのデータの分析、それに基づく加入者の健康増進のための事業計画として、計画の策定・公表、事業の実施・評価などの取組を求めるとともに、我々の市町村国保に対しても同様の取組を行うことを推奨するという意見が出されました。これを受けまして、本市でも、平成30年から令和5年度までの6か年を実施期間として、国民健康保険データ活用保健事業実施計画を平成30年3月に策定したところでございます。ここでこの現行計画が終期を迎えることから、令和6年から11年度までを計画期間とする第2期計画を策定するものでございます。

今回の計画でございますけれども、全国の保険者が令和6年度に向けて同様の策定作業を進めているところでございます。策定に当たりましては、厚労省や東京都から基本的な考え方や留意点などをまとめた「計画策定の手引」も出されているところでございます。この手引の中では、計画の目的として例示されている、健康寿命の延伸、医療費の適正化がございます。これについても、26ページでお示ししている現行の計画の構成にもありますが、本市の現状を踏まえた中では継続すべき目的と捉え、次期計画でも引き続き目的として掲げてまいる予定でございます。

また、策定プロセスにつきましては、前述の手引で示された内容に沿っているため、次期計画の策定プロセスにおいても現行計画と同様の流れで進める予定でございます。

また、新たな部分としましては、詳細なデータ分析ができるようになったこともありまして、地域的な分析も進める予定でございます。これまで把握できなかったより詳細な情報を基に、現状を把握して、課題の抽出を図った中で、基本的な対策などで提示していく予定で

ございます。

続いて、下の27ページを御覧ください。

体制及び活動状況でございます。

計画策定については、本市の国保事業に関連のある所管の課長職、主査職を委員とした庁内検討会を令和5年4月に発足して、6月20日に第1回の庁内検討会を開催したところでございます。第2回目以降の会議については資料のとおりでございます。

最後に、28ページを御覧ください。

計画策定までの全体のスケジュールでございます。

計画策定の作業部会や計画策定庁内検討会で計画の素案などについて議論した後、改めて素案を第2回国民健康保険運営協議会にお諮りさせていただき予定でございます。素案を御確認いただいた後に、市議会にも御報告させていただき予定でございます。その後、最終的なまとめを年内で進めていく予定でございます。最終的な内容がまとまりましたら、年明けの第3回の国民健康保険運営協議会で御報告させていただき、3月に公表させていただき予定でございます。また、素案と最終的な案で大幅な内容の変更が生じた場合に限り、3月の八王子市議会でも再度御報告をさせていただき予定でございます。

報告は以上です。

玉正会長 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明について、御質問等がございましたら御発言願います。御発言の際は、挙手をして、指名の後でお願いいたします。なお、質疑応答は全て着席のまま進行いたします。

大井委員。

大井委員 健康診査について聞きたいんですけども、健康診査の令和4年度の特定健診の受診勧奨等による保健事業の歳出が増えているということですが、これはちゃんとした特定健診として受診したということだったんですかということと、あと、その特定健診なんですけど、皆さんのところに平等に健診の受診票が行くと思うんですけども、私どももクリニックをやっておりますけれども、健康診断を受ける方たちは、全て新規のボーダーラインの方ではなく、普通に高血圧、糖尿病でかかっている方が、年1回、権利として受けるという形で、その中はほとんどの治療を受けている方がかなり多いんですけど、かかりつけがない方で受けている方とそうじゃない方との割合ってどんなものなのか、お聞きしたいと思えます。

玉正会長 成人健診課長。

田島成人健診課長 すみません、最初のところがちょっと聞き取れなくて。

大井委員 すいません。この令和4年度の決算見込みの一番下のところに、特定健診の受診勧奨等による保健事業費の増があったということなんですけれども、それを引き続き行うということで、また今年も増えるということなのか、同じで行くということなのかということなんです。

玉正会長 成人健診課長。

田島成人健診課長 対象者の見込みについて、受診率は、コロナ控えがあった関係で予算を実は絞っていたところがあったんですけれども、コロナも明けるようなこともございますので、対象者の増は見込んでいますのでございます。

先ほどのもう1点の、実際受診されている方のところなんですけれども、割合については、こちらでレセプトデータと健診受診者とをそこまでぶつけてはいないので、詳細なお答えが今できないので申し訳ございません。

大井委員 多分、特定健診の、私たちが記入するところで、「現在治療中のものがありますか」という項目が一番上にあるので、そこがあるものとないものとで、データで比較できるのではないかなと思うんですが。

玉正会長 成人健診課長。

田島成人健診課長 実際のところ、健診を受けている方と受けていらない方で医療費の違いというのは、八王子市単独じゃないんですけれどもデータで分かっているところです。大体、コロナの前の話になりますが、令和2年度の実績で、健診を受けている方の医療費全体ベースで1人当たりが大体10万円前後、健診を受けていらない方で22万5,000円程度になりますので、健診を受けていらない方の医療費のほうが少ないという形には結果では出ております。

玉正会長 健康医療部長。

菅野健康医療部長 ちょっと今、保健師から説明を受けまして、少し補足をさせていただきます。

私ども、これ、データ活用保健事業計画で、前回改定したものです。このとき、改定のために、今おっしゃったような部分は、やっぱり詳細な分析になるので、そういった際にはしているところがあります。疾病のレセプトのあり・なしとかそういうことで確認をした中で、例えば高血圧というリスクで見たときに、これ、令和元年のデータになりますけれども、既に受けた方4万1,607名のうち、生活習慣病の受診がある方が2万5,000人ぐらい、

受診がない方が1万6,566人だったので、割合とすると4割ぐらいの方は、特定健康診査を受けることによって高血圧などの所見を確認し、その後の受診につなげていくような勧奨をしているということになります。

また、それ以外、例えば糖尿というふうに見たときにも、やっぱり同じ傾向ですが、ほぼ同じ数ですね。やっぱり、受診ありが2万5,034人で6割、受診がなかった方が1万6,563人で39.8%ということですので、健康診査ということをきっかけにして、受けた方の6割ぐらいはもともとその病気でお医者さんにかかっているけれども、4割の方は健康診査の中で見つけて、新たに受診を促して、我々が保健指導等、さっきの話で言うと、まだ戻れる状態の段階で見つけて、できるだけ元の生活を続けられるようにしていくというきっかけにはなっている。データから見るとそのようになっているようです。

玉正会長 ほかに御発言はございませんでしょうか。

市川委員。

市川委員 私からも少しお伺いしたいと思います。

事前に資料をいただいた24ページ、マイナ保険証についてちょっとお聞きしたいと思います。

国のほうでも今いろいろ動いておりますが、本市のこの登録状況でも、国保の加入者の約半分の方はマイナ保険証を持っていないということで、今後、国のほうでは、持っていない人に対しては資格証明書の発行で対応しますということを報道されています。当初は、持っていない人は自分で申請してくださいというのもありましたけれども、逆に今、国のほうでも、カードを持っていない人にもこちらから送付しますということも検討されております。

お聞きしたいのは、八王子市としては、マイナンバーカードを持っていない人に対して、資格証明書は市のほうから発行していくのか、その辺の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

玉正会長 保険年金課長。

横溝保険年金課長 ちょうど7月11日に厚生労働省が、マイナンバーカードのマイナ保険証への切替えについて、2024年秋の廃止について話をしたものがございまして、現行の保険証の猶予期間を25年秋というふうに定めてきました。というのは、今年の秋ぐらいに国民健康保険証がちょうど更新の時期で、2年の期間で出す予定なので、それに合わせた形にはなりますけれども、それ以降については国の意向に沿って進めていくしかないのかなと思っておりますが、100%マイナ保険証になることはまずないとは思っていますので、

それに代わるものを何かしら、我々の市から発行することを考えるべきとは思いますが。

玉正会長 市川委員。

市川委員 大まかな考えは分かりました。いずれにしても、市のほうの発行をするにしても、残業というか業務が増えてしまうことは目に見えているのかなという気もします。また、国保、今までは2年に1遍発行していたものが毎年という形にもなりますので、その辺についても、多少、業務の多忙化というところは懸念しているところです。

あと、最後にもう一つお伺いしたいんですが、資料の7ページ、決算補填目的に係る繰入金金の状況ということで、平成30年から、当初38億円赤字繰入れしていたものを、現在8.9億円ぐらいまで進めてきたという実績が示されています。今日示された参考資料2-1で、各自治体によっては大きくアンバランスが見受けられるんですね。資料によれば、世田谷区は令和30年以降までに向けて解消するという一方で、八王子市においては6年以内、令和5年ぐらいまでに、要は早期に解消したいという考えも示されているわけですね。

広域化になってもう5年がたとうとしている中で、これだけの差が出てきてしまっているということでも、東京都の考えももちろんそうですけれども、この間5年間やってきた中で、このような差と、あと、いかにしてこの解消、繰入れをどう考えていくのかということでの、市のこれまでのやってきた中身の、検証までとはいかないんですが所見というか、これまでの頑張りというかやってきたことと、あと、何でこんなに差が開いてしまっているのかなということで、東京都の考えなんかも分かればちょっと見解をお示していただければと思います。

玉正会長 保険年金課長。

横溝保険年金課長 保険税の改定につきましては、平成30年度から広域化に伴って改定させていただきまして、この中で、こちらの運営協議会の皆様の御理解をいただいたうえで改定を進めてきており、今のところ、解消し切っていないですけれども、東京都が求めるものに近づいているというところではあると思っております。

それで、今回このような形で、令和31年度までに解消するような自治体が明確になっているということは、我々からすると、どうなっているのかなというところがあると思っております。東京都においては、3年ごとの運営方針をここで改めてまた作り直しているんですね。その中で、令和6年度から令和12年度にかけての運営方針の中では、赤字解消に向けたさらなる加速の動きを示しているところもございますので、東京都には我々のほうからも、赤字を縮めている自治体についてはある程度のインセンティブをとということもお願い

しているところもありますので、そういったものも含めて、慎重に東京都とも議論を交わしながら進めていければと考えております。

玉正会長 市川委員。

市川委員 ありがとうございます。東京都のこの方針が示されたことにもよるとは思うんですけども、この表から見ても、結構、八王子市は赤字解消の先頭を切っているような印象も受けています。参考資料1でも、八王子がほぼほぼトップというのかな、解消のほうの取組でもありますので、そういう点では、各自治体の今後の変化の状況にもよりますけれども、その辺のところも、全体的なところも含めて、今後の運営状況とか赤字解消に向けても、他の自治体の様子を見ながら若干検討も必要なのかなということも、資料を見て感じたところです。

ありがとうございます。終わります。

玉正会長 ほかに御発言はございませんでしょうか。

御発言の際は毎回挙手をしていただきますよう、よろしく申し上げます。

氷見委員。

氷見委員 柔道整復の二次点検とか、すごく労力がかかっていると思うんですけども、この委員会に柔道整復師の代表者がいないのはなぜなのでしょう。

玉正会長 保険年金課長。

横溝保険年金課長 保険医又は保険薬剤師代表ということで4名の方の中に入っていないという理由ですけれども、単純に、医師と歯科医師の方と薬剤師の方でいっぱいになっちゃっているんで、そこのところは入れてないような形ですが、将来そういったところも検討してもいいのかなとは思っております。今のところは、定員が決まっております。

玉正会長 氷見委員。

氷見委員 ということは、定員増をすれば入れることはできるということですね、来年度以降。

玉正会長 保険年金課長。

横溝保険年金課長 定員増できれば可能ではあるかと思いますが、規定等の考え方をもう一度皆さんにお諮りするようなことにもなるかと思えます。運営協議会委員の人数とか、そういったものについての定員について、皆さんにお諮りするような必要はあると思えますけれども、改定することは可能かなと思えます。人数の最大上限といいますが、その辺のところをちょっとお諮りしてみないと分からない。

玉正会長 ほかに御発言はございますか。

岩田副会長。

岩田副会長 改めて質問させていただきますと、これまで様々な御努力をしながら、赤字解消に向けて市も鋭意努力いただきながら行ってきたと感じておりますけれども、1つ確認をさせていただきたいのは収納課なんです、21ページからの項目になりますけれども、収納実績の中で、予算に比べ約850万増になって、率で言えば前年度比2.12ポイント上昇したということは、これは紛れもなく市の努力のたまものだと感じているところでもあります。

そこで、現年度分と過年度分とのことにちょっと触れたいと思うんですけれども、22ページでいうと、現年度分については全国平均以上、また、全ての項目で前年度以上の現年度分の収納率を勝っているんですが、残るところの、ここを例えば令和2年、令和3年で見れば、4、5%ずつ、当然のことながら繰越しになっているかと思うんですが、この過年度分についての推移がどういうふうになっているのか、御報告いただけますか。

玉正会長 収納課課長補佐。

上條収納課課長補佐兼主査 御質問にお答えいたします。まず、資料が全てないんですが、令和3年度分の滞納繰越分につきましては16億2,100万というところから、令和4年度については15億8,000万という形で減少しておりますので、年々減少はさせているような形で取り組んでおります。

資料があまりなくてすみません。細かい説明ができませんが、申し訳ありません。

玉正会長 岩田副会長。

岩田副会長 先ほどの保険料率の話にも通ずるところでもありますし、また、昨年の答申でも書かせていただいたように、先ほども他の委員からも指摘ありましたけれども、令和30年以降で調整をしようとしているところが既に1自治体ある。ここは、正直、やる気がないんじゃないかなと感じているところなので、これをもって別にどうのこうのと言うつもりはないんです。近隣自治体と見比べたときに八王子市は高いじゃないかという御批判は、市民の方から大いに受けるところではあるんだと思いますけれども、ただ、一方で、言い換えるならば、やはり我がまち八王子がしっかりと全ての国民健康保険の加入者に対して持続可能な保険制度を維持していくんだと、そういう強い意思表示の表れだと、翻って考えれば、言い換えることもできると思うので、そこは私は、自信を持ってこれからも進めていただければと思います。

ただ、一方で、やはり、被保険者に対してそれだけの負担を担うのもまた事実でありますから、答申でも申し上げたように、やはり市ができる自助努力となると、収納率を1%でも上げていく努力ということ。なかなか100%に持っていくということはすごく難しいことだと思うんですけども、やっぱりそこは目指していかなければならないんだと思うんですね。

この資料を見させていただいていると、現年度分においてはものすごく努力されているのが、もうすごく手に取るように分かります。収納課に統一されてから如実に上がってきているのもまた事実だと思っていますので、そこは高く評価をさせていただきたいんですが、あえて今この過年度分に触れたのは、結局、過年度分が累積していくことで、およそ5年ですかね、5年ぐらいたつと、多分不納欠損で処理をせざるを得なくなるんだと思うんですね。直近の令和4年度の額で言っても約16億、滞納分があるということは、言い換えるならば、このままここが回収できないままいくと、この16億、不納欠損で処理をせざるを得ない。

結果的に、言い換えるならば、その部分を赤字繰入れをして維持していつているというのが現状なんだと思うんですね。そこを考えたときに、現年度分に限らず、この不納欠損、過年度分に対してどう徴収をかけていくのかということが、これから現年度分以上に難しい課題だと思うんですけども、対策を講じていかなければいけないんだと思いますが、そこについては収納課のほうでどのように今後取り組んでいくおつもりなのか、現状の考えがあればちょっとお示しをいただけたらと思うんですけど。

玉正会長 収納課課長補佐。

上條収納課課長補佐兼主査 御指摘ありがとうございます。もちろん、滞納繰越分、圧縮しているというふうに申し上げましたが、現状執り行っている事業といたしましては、担税力を失ってしまった人を除く100%の収納率を目指すという形で取り組んでおります。その中で、財産調査の電子化であるとか、そういった効率化を図って、早期のうちから未納への対応を行うような形を取っております。また、搜索であるとか、そういった滞納処分のできるものについては積極的に行いまして、1件ずつではございますが、1件でも多くの完納者を目指すような形を目指して、対応して取り組んでおります。

もちろん滞納繰越分も圧縮しなければならぬと思っておりますが、現年から滞納繰越分に落ちないような形で、早期着手ということに重点を置いてやっておりますので、今後も、現年、滞繰、両方共、収率を上げていくような形で、1件でも多く、1円でも多く徴収できるような取組をしていきたいと思っております。

以上です。

玉正会長 岩田副会長。

岩田副会長 今課長補佐がおっしゃられたように、まずは本当に現年度分から過年度分に移行させない取組が極めて重要なのは、私も感じているところでもありますし、今のお考えの下でこれからも進めていってもらえればいいんだと思うんですが、一方で、4、5%、やはりこのままいっても、いいところ96、97%ぐらいが収納率でいうところのどうしても上限に、もうそろそろ近づいてきてしまっているのかなということを考えると、一方で、この残された3%ぐらいは過年度に回ってしまうというリスクも、そろそろ頭の片隅に置きながら、どういうふうなパッケージで滞納整理をしていくのかということの本腰を入れて考えていくべきタイミングなんだと思います。

これから先、ますます高齢化が進展してくる中で、またこの経済状況を鑑みれば、なかなかそれを御子息に御負担いただくということもままならない状況には陥ってくるんだと思いますからこそ、やはり先手先手を打って、なるべく早期の段階で回収できるような取組をぜひ。難しいことだとはもう十二分に感じておりますけれども、やはり我々がしっかり身を切る対策を講じたうえで、納税者に応分の負担をしていただくお願いをすべきだと思いますので、そこについては肝に銘じていただいて、当然今も重々感じながらやっていただいているのは分かるんですけれども、やはり、額だけで聞くと15億8,000万となると、なかなか知らん顔できるような額ではないと思うので、そこの整理に向けても引き続き努力をいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

玉正会長 ほかに御発言はありますでしょうか。

(3) その他

玉正会長 そうしましたら、次に、議題3、その他に入ります。

まず、今後の日程について、事務局から説明をお願いします。

田邊庶務担当課長補佐兼主査 今後の予定につきまして、事務局から御説明いたします。

御配りしております資料、今後の予定について、御覧ください。

まず、第2回目につきましては、東京都から仮算定の標準収保険税率が示される11月に合わせまして11月20日月曜日、第3回目につきましては、本算定が示される1月に合わせまして1月19日金曜日に、それぞれ予定しております。

詳細につきましては、決まり次第御連絡いたしますので、よろしくお願いたします。

以上になります。

玉正会長 事務局の説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、御質問等がございましたら御発言をお願いします。なお、御発言の際は、御発言ごとに挙手をして、指名の後でお願いいたします。

御発言はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

続きまして、その他、御意見などがございましたら御発言をお願いします。

(「なし」の声あり)

御意見もないようですので、進行させていただきます。

以上で本日の議題は終了いたします。

ここで、会議録署名委員を指名いたします。

署名委員は議席番号順に指名してまいります。

本日の署名委員は、4番、増田博一委員にお願いしたいと思います。後日、会議録への署名をお願いいたします。

皆様の御協力のおかげで議事がスムーズに進行いたしました。大変感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは事務局へお返しいたします。

5 . 閉会

横溝保険年金課長 会長、ありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の運営協議会を終了いたします。

本日はお忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

[午後 2 時 5 5 分散会]